

仕様書

1. 件名

パソコン接続用液晶ディスプレイの調達

2. 目的

2025年11月から次期情報基盤サービスへの切り替えに伴い、現行の情報基盤サービスより提供され、使用しているディスプレイについて使用不可となる。そのため、業務効率が低下しないよう、現行のディスプレイと同様に使用可能な外付け液晶ディスプレイを調達する。

3. 調達物品

別表1及び別表2に示す調達物品を納入すること。

4. 調達条件

- (1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第1項の規定に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日変更閣議決定）の「電子計算機等」の基準を満たすこと。
- (2) JISやISOなどの公的な規格に定めのある製品については、当該規格に準拠したものであること。
- (3) 納入時において新品であること。
- (4) 標準的な既製品※であること。
※「標準的な既製品」：メーカーが一般市場において販売するために主要な製品系列の一環として製造する物品で稼働実績を有するものをいう。
- (5) 2023年以降発売のモデルであること。
- (6) 5年間以上の保証が付いていること。

5. 納入期限

2026年1月30日(金)

6. 納入・設置作業

- (1) 受注者は、本調達物品の納入作業を行うこと。また、設置作業に対応する業者と適宜連携すること。なお、詳細は発注者が別途指示する。

- (2) 受注者は、本調達物品の設置後に開梱場所などの軽清掃を実施すること。
- (3) 受注者は、納入物品の梱包材などを持ち帰ること。
- (4) 作業日は5.までの期間内とし、具体的な作業日時については、発注者と協議のうえ決定すること。

7. 納入場所

(1)川崎ビル（別表1）

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
7階、15階、16階、17階、18階、19階、20階、21階

(2)品川ビル（別表2）

東京都港区高輪二丁目 21 番 2 号 THE LINKPILLAR 1 SOUTH
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
21階

8. その他

(1)ミューザ川崎セントラルタワーについて

- ① 什器搬入に必要なミューザ川崎管理事務所への事前申請手続等は受注者が行うこと。
- ② ミューザ川崎地下駐車場に入出庫可能な車両は、積載物も含めた高さが 3.2m 以下である。なお、駐車料金については受注者の負担とする。
- ③ エレベーターの使用については、ミューザ川崎管理事務所と十分協議を行うこと。
- ④ 養生箇所及び仕様については、ミューザ川崎管理事務所の指示に従うこと。

(2)THE LINKPILLAR 1 SOUTH について

- ① 什器搬入に必要な THE LINKPILLAR 1 SOUTH（以下、「品川ビル」という）への事前申請手続等はビル指定の手順により受注者が行うこと。
- ② エレベーターの使用については、品川ビル指定運営会社及び搬入管理センターの指示に従うこと。
- ③ 品川ビルに入出庫可能な車両は、積載物も含めた高さが 3.5m 以下、全長 6.5m 以下である。なお、駐車料金については受注者の負担とする。
- ④ 養生箇所及び仕様については、品川ビル指定運営会社及び搬入管理センターの指示に従うこと。

- ⑤ 品川ビルのルールにより、騒音、振動、臭気、粉塵、大量の搬出入など他テナントフロアへの影響が発生する場合の作業時間は、平日夜間（22：00～翌6：00）及び土・日・祝祭日（他テナントフロア営業時間外）が原則であるため、留意すること。

(3)その他

- ① 受注者は、運搬費、必要な消耗品及び諸経費等全てを見積額に含めること。
- ② 本調達の支払いは、納入後発注者が検収後、支払うものとする。
- ③ 搬入路、納入場所、什器等に損害を与えないよう十分に注意するものとし、万一損害を与えた場合は、受注者の負担において速やかに原状回復を行うこと。
- ④ 納入時又は納入後において、発注者から納入物品について仕様の内容に適合しない旨の連絡を受けた場合には、別途発注者が指示する期限までに交換すること。
- ⑤ 受注者は適格請求書発行事業者である場合、発注者に対し適格請求書を交付すること。
- ⑥ 仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。